令和２年２月26日

　　各社会福祉施設等設置者　様

　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　広島県健康福祉局地域福祉課長

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

広島県主催イベント等の取扱について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については，国において２月25日に感染対策の基本方針が示されたことから，県においては，国の方針や，専門家のアドバイスを踏まえ，当面，３月31日までの間，別紙「広島県主催イベント等の取扱について」により，取り扱うこととしました。

ついては，社会福祉施設等において，イベント等を実施する場合には，この取扱に記載されている「イベント等を実施する場合の必要な対策」を講じていただくよう，お願いします。

また，この取扱については，今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直しが行われます。